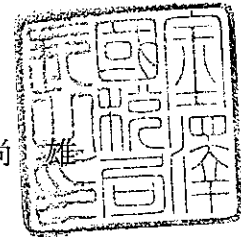


金局総企第 165 号
金局課酒第 170 号
令和 3 年 12 月 15 日

石川県小売酒販組合連合会
会 長 手塚 清明 殿

金沢国税局長
山 寺 尚



マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等について（依頼）

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、「令和 4 年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。」こととされているところであり、政府全体として、普及拡大に向け、積極的に取組を進めているところです。

マイナンバーカードは、令和 3 年 10 月 20 日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、今般、デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム、総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課からマイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組に関する好事例の情報提供について協力依頼があったところ、マイナンバーカードの普及により e-Tax の利用が促進され、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税当局においても積極的に取り組むことが必要と考えております。

つきましては、貴会の会員等に対して、別添「マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進等のお願い」を活用するなどして、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの更なる普及促進の参考とするため、各酒販組合及び会員におけるマイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組について、国税局・税務署の担当者から確認があった際には、積極的に情報提供いただくよう、重ねてお願い申し上げます。